

緊急報告第 7 号様式

あ て 先	矯 正 局 長 殿 東京矯正管区長	発 信 人	横浜刑務所長
令和 4 年 6 月 6 日 第 1533 号速報事故追報第 1 号			
本件については、令和 4 年 6 月 6 日付けで自殺既遂事案が発生したことを報告していたところ、その後の経過等について、以下のとおり追加報告する。			
1 その後の経過について			
(1) 関係機関への通報について			
ア 検察庁への通報			
同月 4 日午後 9 時 2 分、当所庶務課長が横浜地方検察庁当直事務官に対し、事故者が死亡した旨を通報した。			
イ 警察署への通報			
同月 4 日午後 9 時 3 分、同日の当所監督当直者処遇第三統括が神奈川県警港南警察署に対し、事故者が当所内で自殺を企図し、外部病院へ搬送後に死亡した旨を通報した。			
(2) 遺族への死亡通知について			
[Redacted]			
2 司法検視及び行政検視について			
(1) 実施日時			
同月 4 日午後 11 時 25 分から [Redacted]			
(2) 実施場所			
[Redacted]			
(3) 司法検視			
ア 実施者			
横浜地方検察庁検事 [Redacted]			
イ 立会者			
神奈川県警察本部刑事課巡查部長 [Redacted] ほか 3 名			
ウ 検視結果			
検視に立会した警察官からは、当所の報告に相違はないと思料される旨の意見が示されたものの、検事は、[Redacted] 司法解剖を実施する旨の指揮がなされた。			
(4) 行政検視			
ア 実施者			
所長 柴崎 正文			

緊急報告第 7 号様式

イ 立会者

処遇首席 [REDACTED] ほか 3 名

ウ 検視結果

い首したことによるうっ血痕 [REDACTED] を除き外傷や腫脹等は認められなかった。

3 司法解剖について

[REDACTED]
[REDACTED] において、[REDACTED] による司法解剖が行われ、死因は、縊頸による低酸素性脳症であり、[REDACTED] その旨の死体検案書が作成された。

4 報道機関による取材及び報道について

同月 6 日午後 4 時 40 分、神奈川県警察本部記者クラブ幹事社へ公表したところ、NHK、共同通信、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、神奈川新聞及び時事通信の計 7 社から電話による取材があり、同月 7 日、読売新聞及び神奈川新聞の朝刊に掲載された。